

地域包括支援センター富士白苑運営規程 《指定介護予防支援事業所》

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人富士白苑が開設する、地域包括支援センター富士白苑が行う、指定介護予防事業の適正な運営を確保する為に、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の主任介護専門員、社会福祉士、認知症地域支援推進員および保健師はご利用者の意志を尊重し、常にご利用者の立場に立って要支援状態にある高齢者や要支援状態に至るおそれのある高齢者に対し、適切なチームアプローチによる介護予防サービスを提供する事を目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の主任介護支援専門員、社会福祉士、認知症地域支援推進員及び保健師はご利用者が要支援状態や要支援状態に至るおそれのある高齢者になった場合でも、可能な限り居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活が営む事が出来るよう、チームアプローチによる介護予防支援事業を行う。

- 2・事業所の主任介護支援専門員、社会福祉士、認知症地域支援推進員及び保健師は、ご利用者の選択に基づき、介護予防に係る適正な保健・医療サービス及び福祉サービスが、多様な介護予防支援事業所から総合的かつ効率的にサービスが提供されるように配慮して行うものとする。
- 3・介護予防支援事業の実施に当たってはご利用者の意思及び人権を尊重し、常にご利用者の立場に立って、ご利用者に提供される指定介護予防サービスが特定の種類または特定の指定介護予防サービス事業者に不当に偏ることのないように、公正中立に行うものとする。
- 4・事業の運営に当たっては、関係の平塚市や地域の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1)名 称 平塚市地域包括支援センター富士白苑
(指定介護予防支援事業所)
- (2)所在地 神奈川県平塚市唐ヶ原1番地

(営業日、営業時間及び年間の休日)

第4条 事業所の営業日、営業時間及び年間の休日は次のとおりとする。

- イ・営業日は月曜日から金曜日までとする。
(但し、電話等により常時24時間/日の連絡が可能な体制とする。)
- ロ・営業時間は午前8時30分より午後5時00分迄とする。
(但し、電話等により常時24時間/日の連絡が可能な体制とする。)

ハ・年間の休日は土曜日、日曜日及び営業日の内 12 月 31 日から 1 月 3 日迄とする。
(但し、電話等により常時 24 時間/日の連絡が可能な体制とする。)

(職員の職種、員数及び職務内容)

第 5 条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1 名 (常勤兼務 1 名)
管理者は事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 主任介護支援専門員 1 名 (常勤兼務 1 名)
平塚市よりの委託圏域内に於ける包括的・継続的ケアマネジメント業務の提供にあたる。
- (3) 介護支援専門員 1 名 (常勤兼務 1 名)
介護支援専門員は主任介護支援専門員を補佐し、委託圏域内に於ける包括的・継続的ケアマネジメント業務の一部の提供にあたる。
- (4) 社会福祉士 1 名 (常勤兼務 1 名)
社会福祉士は権利擁護支援の提供にあたる。
- (5) 保健師(正看護師) 1 名 (常勤専従 1 名)
保健師は介護予防ケアマネジメント支援の提供にあたる。
- (6) 認知症地域支援推進委員 1 名 (常勤専従 1 名)
認知症の人やその家族に対する相談支援、医療、介護の関係機関への連携、調整にあたります。

(指定介護予防支援の提供方法、内容、利用料その他の費用の額等)

第 6 条 指定介護予防支援の提供に当たっては、ご利用者の意思及び人格を尊重し、常にご利用者の立場に立って、多様な事業者から総合かつ効率的に提供されるように配慮して行う。その内容は次のとおりとする。

- (1) 指定介護予防支援の提供にあたって平塚市の委託圏域の地域包括支援体制の実現を目指し、以下の基本機能を担う。
 - ① 共通の支援基盤構築
 - ② 総合的相談支援・権利擁護
 - ③ 包括的・継続的ケアマネジメント支援
 - ④ 介護予防マネジメント
- (2) 平塚市より委託圏域内での介護予防支援サービス計画(予防ケアプラン)等の作成事務が一定数以上となる場合は、平塚市より委託圏域内の居宅介護予防支援事業所に一部を委託することができる。但し、一部業務委託契約の費用は法定代理受領費用内とし、国、県、平塚市よりの指導等々を基準とした委託費とする。
- (3) ご利用者等々よりのご相談を受ける場所は、介護予防支援事業所専用の相談室又はご利用者の居宅とする。
- (4) ご利用者が介護予防支援サービス計画に基づく、地域の指定介護予防サービス等が受けられるよう、平塚市よりの委託圏域内の指定介護予防支援サービス事業者との連絡

調整を行う。

- (5) ご利用者が要介護状態となり、介護サービスや介護保険施設へ入所を必要とする場合は、介護サービス提供事業者や介護保険施設等にご紹介する。
- (6) 平塚市よりの委託圏域内での介護予防に係る居宅訪問頻度は3ヶ月に1回程度とし、電話連絡等を随時に行う。
- (7) 課題分析方法は国、県、平塚市よりの委託指導評価方式か、富士白苑独自のアセスメント方式とする。
- (8) サービス担当者会議の開催場所は指定介護予防支援事業所の相談室又はご利用者の居宅とする。3職種を中心にサービス担当者会議を開催し、専門的意見を求めると共に適切な会議場所を設定し、ご利用者またはご家族の参加を得るものとする。
- (9) 指定介護予防支援サービスを提供した場合の利用料は、当該指定介護予防支援が法定代理受領サービスである場合を除き、厚生労働大臣の定める基準によるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域はなでしこ、花水地区とする。

(虐待防止に関する事項)

第8条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(職員の守秘義務)

第9条 当該事業における安全と信頼の確保(守秘義務)

- (1) 事業者及びサービス従事者又は職員は、業務上知り得たご利用者又はその家族に関する情報は、在職中及び退職後も漏洩いたしません。

(その他運営についての重要事項)

第10条 事業所は主任介護支援専門員、社会福祉士、認知症地域支援推進員および保健師の質的向上を図るため研修会等の機会を、次のとおり設けるものとし、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内に1日行う。
- (2) その他、業務執行の上で必要と認められる国、県、平塚市よりの指導等々の研修へ

の派遣を行う。

2. この規程の定める事項以外に、運営に関する重要事項は、社会福祉法人富士白苑と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日より改訂施行する。

この規定は、平成 24 年 11 月 5 日より改訂施行する。

この規程は、平成 26 年 5 月 1 日より改訂施行する。

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日より改訂施行する。

この規程は、平成 29 年 7 月 1 日より改訂施行する。

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日より改訂施行する。

この規程は、令和 4 年 1 月 1 日より改訂施行する。

この規程は、令和 4 年 11 月 1 日より改訂施行する。